

東証株総第5号
平成11年1月19日

各位

東京証券取引所
理事長 山口 光秀

東証市場を利用した自己株式の取得方法について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本所の運営につきまして、格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成6年の商法改正等により自己株式取得に係る規制が緩和されたことを受け、自己株式取得を実施する事例は増加しておりますが、市場買付けによる方法の場合、自己株式取得に特有の重要事実への対応や相場操縦規制等との関係から、過度に慎重になり、必ずしも円滑に利用されているとは言い難い面があります。一方で、公開買付けによる方法では、機動性等が制限されるとともに、法定公告等によりコスト高になってしまうという面があります。

そこで、本所では、買付けの機動性やコスト面でのメリットが大きい市場買付けの円滑な実施に資する観点から、本所市場を利用した買付方法として、オークション市場における単純買付けに加えて、事前公表型のオークション市場における買付け、事前公表型のT o S T N e T - 2(終値取引)による買付けの具体的な方法について、法的な留意点・対応とともに紹介することとします。なお、これらの方法の法的問題の整理は、神戸大学名誉教授河本一郎先生の御見解にしたがって行ったものであります。

敬具

東証市場を利用した自己株式の取得方法（要旨）

| 種 類 | 内 容 |
|-----------------------------|---|
| オークション市場における単純買付け | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">特定の売方を前提とせず、オークション市場の流動性を利用して行う買付け</p> </div> <p>株価水準や市場動向等を見ながら機動的な買付けが可能。 豊富な流動性のため買付けが容易、他の株主の売買の機会も確保。 セントラル・マーケットにおいて自主規制機関による売買管理の下で買付けが行われること等から、取引の公正性や透明性が担保。</p> <p>インサイダー取引規制との関係から、社内管理体制の確立等が必要。買付決定の外部委託の方式もあり。 相場操縦規制との関係から、価格、タイミング（買付時期・時間）、買付株数等に留意が必要。</p> |
| 事前公表型のオークション市場における買付け | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">大株主等の特定の売方にあらかじめ売却の依頼等を行い、買付内容を事前に公表したうえで、オークション市場において行う買付け</p> </div> <p>市場買付けの機動性を活かしながら、単純買付けの場合のような出来高による買付数量の制約や買付期間の長期化等の問題を解決。 流動性の高い東証のオークション市場で競争売買の下で執行されるため、他の株主の売買の機会も確保。 セントラル・マーケットにおいて、自主規制機関による売買管理の下で買付けが行われること等から、公正性や透明性が担保。</p> <p>特定の売方に生じるインサイダー取引規制の問題に対応するため、事前に買付内容を公表したうえで、取引を行うことが必要。 事前公表が相場操縦等につながることはないよう、買付価格や買付方法等について適切な内容を公表するとともに、買付結果についても公開を行うことが適当。</p> |
| 事前公表型のToSTNeT-2（終値取引）による買付け | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">大株主等の特定の売方にあらかじめ売却の依頼等を行い、買付内容を事前に公表したうえで、ToSTNeT-2（終値取引）により行う買付け（ただし、クロス取引による方法を除く）</p> </div> <p>市場買付けの機動性を活かしながら、前日終値で買付けを行うことができることに加え、買付価格が需給バランスで結果的に左右されることはない。（終値で確定） 売り・買い注文が時間優先の原則の下で執行されるため、他の株主の売買の機会も確保される。 豊富な流動性を有するオークション市場との一体的な売買管理が行われること等から、公正性や透明性が担保。</p> <p>特定の売方に生じるインサイダー取引規制の問題に対応するため、事前に買付内容を公表したうえで、取引を行うことが必要。 事前公表が相場操縦等につながることはないよう、買付価格や買付方法等について適切な内容を公表するとともに、買付結果についても公開を行うことが適当。</p> |

東証市場を利用した自己株式の取得方法について

平成11年1月19日

東京証券取引所

1. はじめに

自己株式の取得については、過去のエクイティファイナンスや株式の持合い状況、自己資本利益率の見通し等を踏まえ、財務政策の自由度を広げるといった観点から、平成6年の商法改正等に伴い規制緩和が行われた。

商法では買付方法として、市場買付けによる方法と公開買付けによる方法を規定しているが、市場買付けによる方法の場合、自己株式取得に特有の重要事実への対応や相場操縦規制等との関係から過度に慎重になり、必ずしも円滑に利用されているとは言い難い面がある。一方で、公開買付けによる方法では、その手続き等が法令で厳格に定められていることから、市場買付けによる方法と比較して、買付けの機動性、自由度が制限されるとともに、法定公告等に伴いコスト高となってしまうというデメリットがある。

こうした中で、先般、本所では、自己株式の取得を実施する会社が、相場操縦的行為及びインサイダー取引規制の趣旨を踏まえて適切に買付けを行うことができるよう環境を整備する観点から、売買審査の観点から本所が主に注視する一連の行為等を「自己株式取得に関するガイドライン」として作成し、公表を行った。

さらに、本所では、自主規制機関としての役割を担うとともに、多様な売買取引制度を提供する立場から、買付けの機動性やコスト面でのメリットが大きい市場買付けの円滑な実施に資するよう、本所市場を利用した買付方法として、オークション市場における単純買付けに加えて、事前公表型のオークション市場における買付け、事前公表型のT o S T N e T - 2（終値取引）による買付けの具体的な方法について、法的な留意点・対応とともに紹介することとする。なお、これらの方法の法的問題の整理は、神戸大学名誉教授河本一郎先生の御見解にしたがって行ったものである。

2. 自己株式取得の際の法的な留意点

(1) インサイダー取引規制との関係

自己株式の取得には、決算情報等の一般的な重要事実と自己株式取得に係る重要事実に伴うインサイダー取引規制上の検討点が存在する。

一般的な重要事実については、上場会社は当該会社の重要事実を知らずながら買付けを行い得る立場にあるため、インサイダー取引規制との関係に留意が必要となる。

自己株式取得に係る重要事実については、自己株式取得の定時総会への付議決定に加え、個別具体的な買付決定に係る情報がある。買付会社自身は、インサイダー取引規制の適用除外となっており、個別具体的な買付けについて問題が生じることはない。ただし、買付会社以外は適用除外となっていないことから、大株主等の特定の相手方に具体的な買付情報をもとに、売却を打診・依頼した場合には、当該売方についてインサイダー取引規制との関係で留意が必要となる。

(2) 相場操縦規制等との関係

自己株式の買付けに当たっては、会社情報を有し、株価に直接の利害を有する上場会社自らがマーケットに関与することとなるため、相場操縦規制との関係に留意が必要である。

また、買付情報を知る特定の売方に生じるインサイダー取引規制の問題を回避するために行う事前の買付情報の公表については、不正取引行為の禁止や風説の流布の禁止との関係に留意が必要となる。

3. 本所市場を利用した自己株式取得の方法

(1) オークション市場における単純買付け

(買付方法と特徴)

オークション市場における単純買付けは、市場買付けでは広く利用されている方法であり、特定の相手方の売付けを前提としない中で、オークション市場の流動性を利用して、当該市場の売付注文に対して買付けを行う方法である。

この方法の特徴は、公開買付けによる方法とは異なり、時々の株価水準や市場動向等を見ながら、機動的に買付けを行うことができる点にある。

本所のオークション市場は、他の取引所と比較して、格段に流動性が高いことから、買付けが容易であり、その結果、買付コストを抑制できる¹。また、豊富な流動性ゆえに多くの株主の市場への参加が可能であり、自己株式取得に当たっての他の株主の売買の機会を確保するという面でもメリットがある。さらに、セントラル・マーケットにおいて自主規制機関の売買監理の下で買付けが行われること等から、取引の公正性や透明性が担保されることとなる。

(インサイダー取引規制との関係)

買付けに際しては、決算情報等の一般的な重要事実に伴うインサイダー取引規制との関係に留意が必要である。この点については、別添のガイドラインが示すとおり、執行時期（決算発表やファイナンス期間等）に留意するとともに、社内管理体制の整備、チャイニーズ・ウォールの確立といった対応が求められる。なお、インサイダー取引規制との関係を解決することを目的に、買付決定の外部委託（投資一任契約方式、取引一任勘定取引方式等）の方法により対処している先も見られる。

(相場操縦規制等との関係)

自己株式の取得に伴う相場操縦規制との関係については、平成6年の証券取引審議会公正取引特別部会報告書に示す取引態様や別添のガイドラインを踏まえ、価格、タイミング（買付時期・時間）、買付株数、委託証券会社等に留意する必要がある。

(2) 事前公表型のオークション市場における買付け

(買付方法と特徴)

事前公表型のオークション市場における買付けとは、大株主等の特定の売方にあらかじめ売却の打診や依頼を行い、買付内容をあらかじめ公表したうえで、オークション市場において買付けを行う方法であり、これまでいくつかの上場会社により実施されている。事前に買付内容の公表を行うのは、あらかじめ具体的な買付内容をもとに売却の打診等を受けた売方に生じるインサイダー取引規制の懸念を解消するためである。

《具体的な流れ》

- | | |
|--------|---|
| X日 - 1 | ・具体的な買付日時、方法等の決定 |
| 大引け後 | ・具体的な買付決定の公開 ・大株主等への売却依頼 |
| X日 | ・買付情報の効力発生（インサイダー取引規制の解除） |
| 寄付き前 | ・上場会社の買付委託と特定株主の売付委託、他の株主等の売付・買付委託 |
| 寄付き後 | ・取引約定（競争売買原則（価格優先、時間優先）の下で執行） ・買付結果の公開 |

この方法の特徴は、特定の大株主等からの売却が予定されているため、その時々相場の動向を見ながら機動的な買付けを行うという市場買付けのメリットを活かしながら、単純買付けの場合のような出来高による買付数量の限界性や買付期間の長期化といった問題を解決できる点にある。

本所のオークション市場は流動性が高く、多数の売付注文・買付注文の下で、買付けの際は競争売買の原則(価格優先・時間優先)により執行されることから、買付会社と特定の売方以外を取引から排除するものではなく、広く株主に売買の機会が確保される。この点、他の取引所では取引が僅少であり、他の株主の売買の機会という面で非常に限界的である。なお、セントラル・マーケットにおいて自主規制機関の売買監理の下で買付けが行われること等から、取引の公正性や透明性が担保されることとなる。

(インサイダー取引規制との関係)

買付けに当たっての一般的な重要事実に伴うインサイダー取引規制との関係については、前述のような社内管理体制の確立等が必要である。

特定の大株主に売却を打診・依頼することにより売方に生じるインサイダー取引規制の問題については、買付日前日に、具体的な買付内容(買付予定日時、買付予定数量、買付予定市場等)について2以上の報道機関に公開したうえで、12時間を経過(インサイダー取引規制の解除)した翌日に取引を行うことが求められる。

(相場操縦規制等との関係)

売方のインサイダー取引規制を回避するための事前公表については、証券法の一般的不正行為の禁止や風説の流布禁止規定、相場操縦規制に抵触することのないよう工夫が必要である。

具体的には、公表内容が他の者に誤解を与えたり相場に影響を与えることのないよう、買付価格について前日の終値や成行注文ⁱⁱとする方法があり、買付数量についても、市場動向で取得できない場合も想定されることから、その旨を付記することが適当である。また、買付数量に相応の売付注文があること等を付記し、大量の買付注文のみが投入され相場が急騰するといった誤解を与えないよう配慮する必要がある。さらに、証券法上は重要事実の公表として求められてはいないが、買付情報を事前に公表することによる市場への不確定要素を早期に解消するうえでは、買付後にはその結果を2以上の報道機関に公開することが適当と考えられる。

(3) 事前公表型のT o S T N e T - 2 (終値取引)による買付け

(買付方法と特徴)

事前公表型のT o S T N e T - 2 (終値取引)による買付けも、基本的な仕組みは上記(2)の事前公表型のオークション市場における買付けと同じではあるが、立会時間外に前日終値で取引を行う新売買取引制度を利用するものである。ただし、自己株式取得への利用に当たっては本制度におけるクロス取引による買付けは除くものとする。ⁱⁱⁱ

【制度の概要】

| 項目 | 内容 | | |
|---------|--|--------|---------|
| 取引時間と価格 | (注文発注時間) | (取引時間) | (取引価格)* |
| | 8:20 ~ 8:45 | 8:45 | 前日終値 |
| | 8:20 ~ 12:15 | 12:15 | 前場終値 |
| | 8:20 ~ 16:00 | 16:00 | 当日終値 |
| 取引単位 | 最低売買単位から取引が可能 | | |
| 売買執行の方法 | 時間優先の原則 (時間的に早く発注された注文から順次約定。ただし、クロス注文は優先執行) | | |
| 決済日 | 4日目決済 | | |

* 取引価格については、制度的には各終値のほか、売買高加重平均価格もあり。

この方法には、上記(2)と同様、市場買付けのメリットである機動性を活かしながら、買付数量の制約や買付期間の長期化といった問題点を解決できることはもとより、前日の終値による確定した価格で買付けを行うことができるため、需給バランスによって買付価格が結果的に左右されることがない点に大きな特徴がある。

買付けの際には、時間優先の原則により、売り買い注文が執行されることから、最小売買単位であっても時間的に早く発注された注文が優先して執行されることとなる。したがって、買付会社と特定の売方以外を排除するものではなく、広く株主に売買の機会が確保されることとなる。また、本所では、豊富な流動性を有するオークション市場との一体的な売買監理が行われること等から、取引の公正性や透明性^{iv}が高い。

(インサイダー取引規制との関係)

買付けに当たっての一般的な重要事実に伴うインサイダー取引規制との関係、買付情報を有する売方に生じるインサイダー取引規制との関係については、上記(2)と同様の方法により対応するものとする。

(相場操縦規制等との関係)

上記(2)と同様、事前の買付内容の公表が、他の者に誤解を与えたり相場に影響を与えることのないよう、買付数量については市場動向で取得できない場合も想定されること等を付記するといった対応が適当であり、さらに、買付情報を事前に公表することによる市場への不確定要素を早期に解消する観点から、買付結果の公開を行うことが適当と考えられる。

以上

i 本所では、昨年 11 月 30 日より、一般気配に係る注文数量を公表し、上場会社も含め、一般の投資者は広く情報端末等を通じて当該情報を入手することができる。これは、最も優先して執行される値段(売付注文では最も安い値段、買付注文では最も高い値段)にどれ程の注文量が存在するかを示すものであり、個別銘柄について、例えば「101 円で 15 千株の売り注文、100 円で 20 千株の買い注文」といったように表示される。買付けに当たっては、その時の最も優先する売付値段にどれ程の注文数量があるか、すなわち、どれ程の数量を買い付けることができるかを見ながら、効率的に買付けを行うことができる。

ii 指値注文とは、いくらまで買いたい又は売りたいと具体的に値段を指定するものであり、例えば 100 円で買付注文を発注すると、100 円以下の価格で取引が成立することとなる。なお、指値注文の場合は、具体的な価格を示すことから、価格水準によっては市場への何らかのシグナルとなってしまう可能性に留意する必要がある。この点、前日終値による発注は、市場への影響を回避するうえで有効な方法である。一方、成行注文は、指値注文のように値段を指定することはなく、その時の時価で買付け又は売付けを行いたいという注文である。したがって、具体的な買付価格を示さないため、買付価格による市場への影響の回避を図ることができる。ただし、成行注文は指値注文よりも優先して執行されるため、仮に相手方が何らかの事情で売却に応じられないこととなった場合には、価格形成に大きく影響を与える可能性があることに留意が必要である。

iii ToSTNeT - 2 (終値取引)では、売り買いがあらかじめ合致した注文として発注するクロス取引による方法と、売り又は買い注文が発注するクロス取引以外の方法の 2 種類がある。前者の場合は他の注文に優先して執行されるため、他の参加者の注文は排除してしまうこととなるが、後者の場合は、時間的に早い注文が優先して執行されることとなる。終値取引を利用した自己株式取得に際しては、他の株主の売買の機会を確保する株主平等の原則の趣旨から、クロス以外の注文による方法を採用することが必要である。

iv ToSTNeT - 2 の取引内容はオークション市場における取引内容と同様に、リアルタイムで広く一般に伝達される。したがって、投資者はオークション市場や ToSTNeT - 2 の取引情報を情報端末等を通じて入手することができるため、自己株式の買付状況がブラックボックス化することはなく、取引の透明性が非常に高い。

資 料

(資料1) 自己株式取得に関するガイドライン

(資料2) 公開買付期間中の市場価格の推移

(資料3) 東証・大証・名証のオークション市場における重複上場銘柄の流動性比較
(本資料では省略)

(資料4) 事前公表型買付けの具体的な流れ

(資料5) 事前公表型買付けの場合のプレスリリース例

(資料6) オークション市場における売買契約締結の方法等について
(本資料では省略)

(資料7) ToSTNeT - 2 (終値取引) の制度概要

自己株式取得に関するガイドライン

平成 10 年 12 月 15 日
東京証券取引所

本所は、自己株式取得を実施する会社が相場操縦等の行為及び内部者取引に係る規制の趣旨を踏まえて適切に買付けを行うことができるよう環境を整備する観点から、このガイドラインを策定いたしました。

このガイドラインは、自己株式取得に係る相場操縦等のおそれがある行為の有無の調査に関し、本所が主に注視している行為形態等をまとめたものであります。

なお、このガイドラインは法令の正式な解釈を示すものではありませんので念のため申し添えます。

1. 相場操縦等のおそれがある行為

本所は、自己株式の買付けが相場操縦等のおそれがある行為かどうかを判断するに当たり、原則として以下の項目について注視することとしております。

自己株式取得を実施する会社はこれらのことに留意することが望ましいと考えられます。

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------|--|--|
| (1) 価格 | 午前立会寄付（午前立会に約定が成立しない場合は午後立会寄付）に、前日の終値又は最終気配値段を上回る価格で、自己株式の買付けを行っているかどうか。 | |
| | 直前の約定価格又は気配値段を上回る価格で、自己株式の買付けを反復継続して行っているかどうか。 | |
| | 直前の約定価格の水準を買い支えるような自己株式の買付けを反復継続して行っているかどうか。 | いわゆる相場のくぎ付けを行っているかどうかであり、例えば、直前の約定価格より安く買い付けることができる状況にもかかわらず、直前の約定価格近辺の指値で自己株式の買付けを反復継続して行うような場合等が左記に該当する。 |
| (2) タイミング | 午後立会（半休日の場合は午前立会）終了前 30 分以内に、自己株式の買付けを行っているかどうか。 | 午後立会終了前 30 分以内に発注される場合が左記に該当する。 |
| | 決算期（中間決算期を含む。）末日前一週間以内に、自己株式の買付けを行っているかどうか。 | |

| 項目 | 内容 | 備考 |
|------------|--|----------------------------------|
| | 株式、転換社債、新株引受権付社債等の募集又は売出しの価格決定に影響を及ぼし得る期間内に、あるいは募集又は売出しの期間中に、自己株式の買付けを行っているかどうか。 | |
| (3) 買付株数 | 一日の買付株数が、買付日前一か月の一日当たり平均売買高の25%を超えているかどうか。 なお、流動性の低い銘柄についてはその売買高を勘案する。 | いわゆる事前公表型の買付けに係る株数は、一日の買付株数から除く。 |
| (4) 委託証券会社 | 一日に多数の証券会社を通じて自己株式の買付けを行っているかどうか。 | |
| (5) その他 | 自己株式の買付けに関して、取得計画の策定や具体的取得予定日、取得予定数量、取得方法等について風説を流布し、又はこれに類する行為を行っているかどうか。 | |

なお、相場操縦等のおそれがある行為ではないかとの疑義を避けるため、証券会社又は信託銀行等との間の一任契約等に基づき、実際の自己株式取得を実施することも有効な手段と考えられています。その際、契約締結においては、ガイドラインの趣旨を踏まえて買付けを行う旨の内容を盛り込むことが望ましいと考えられます。

2. 内部者取引

会社が自己株式取得を実施する場合には、定時総会に自己株式取得を付議する旨の決定等のほか、個別具体的な買付けの決定（具体的取得予定日、予定数量等の決定）も重要事実該当すると考えられています。

自己株式取得を実施する会社自体は、個別具体的な買付けについては公表しなくても自己株式の買付けを行うことが可能となっています（証券取引法第166条第6項第4号の2）。しかしながら、その会社の役員等が未公表の個別具体的な買付けの決定を知ったうえで自社の株式を個人として売買することは内部者取引規制の対象となります。

また、自己株式取得期間中に他の重要事実が発生した場合において、個別具体的な買付けの決定に関与する者が未公表の他の重要事実を知ったうえで自己株式の買付けを行うことは、内部者取引規制の対象となります。

自己株式取得を実施する会社及びその会社の役員等はこの規制に抵触しないよう売買を行う必要があり、そのためには、重要事実が発生した場合には速やかにこれを公表するなど、以下の事項について留意することが望ましいと考えられます。

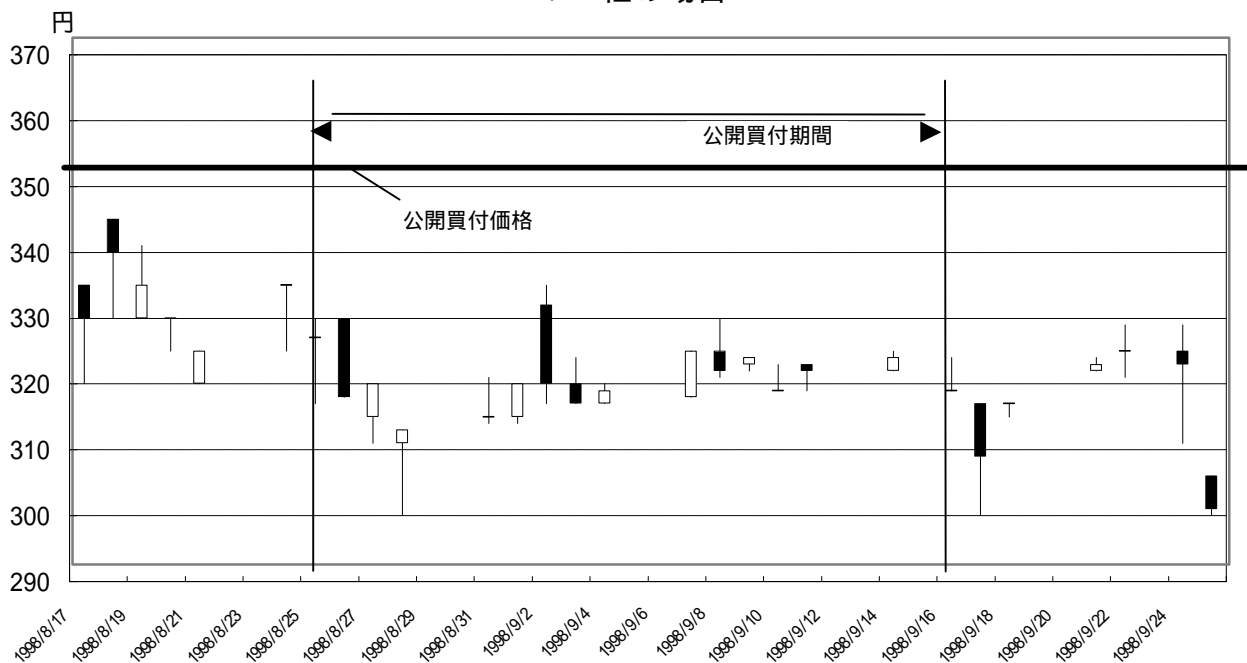
| 項 目 | 留意事項 |
|--|---|
| <p>(1) 会社の役員等が未公表の個別具体的な買付けの決定を知ったうえで自社の株式を個人として売買することを防止するための留意事項</p> | <p>社内管理体制 個別具体的な買付けの決定に係る情報を厳格に管理し、自己株式の買付けの決定に關与する者や重要事実を一元的に管理する者以外の者が、その情報を知り得ない体制を整備する必要がある。 また、会社の役員等が自社の株式を個人として売買する場合には、重要事実を一元的に管理する者に対して事前に申請させ、その役員等が個別具体的な買付けの決定に關与していないことをチェックする体制を整えることも重要である。</p> |
| | <p>一任契約等に基づく買付けの委託 証券会社等との間の一任契約等に基づき、証券会社等に買付時期、買付価格等を一任して自己株式の買付けの委託を行う場合には、当該証券会社等において個別具体的な買付けの決定に係る情報が適切に管理されるよう当該契約において担保される必要がある。</p> |
| | <p>個別具体的な買付けを行わない期間の設定 自己株式取得を実施する会社が、個別具体的な買付けを行わない期間を設定し、これを公表することは、その会社の役員等が個別具体的な買付けの決定を知ったうえで自社の株式を個人として売買することを防止する方策として有効であると考えられる。</p> |
| | <p>買付けが終了した場合の公表 買付可能期間が終了する前に自己株式の買付けを終了した場合には、買付けた株式の種類、総数及び取得価額の総額（買付けを中止する場合には、中止の理由）を公表する必要がある。</p> |
| <p>(2) 個別具体的な買付けの決定に關与している者が未公表の他の重要事実を知ったうえで自己株式の買付けを行うことを防止するための留意事項</p> | <p>公表 他の重要事実が発生した場合には、速やかにこれを公表する必要がある。</p> |
| | <p>社内管理体制 他の重要事実に係る情報を厳格に管理し、個別具体的な買付けの決定に關与している者が他の重要事実を知り得ない体制を整備する必要がある。</p> |
| | <p>一任契約等に基づく買付けの委託 証券会社等との間の一任契約等に基づき、買付時期、買付価格等を一任して自己株式の買付けの委託を行うことは、個別具体的な買付けの実質的な決定を行う者（証券会社等）が他の重要事実を知り得ない体制をより厳格に整備できることとなり、個別具体的な買付けの決定に關与する者が未公表の他の重要事実を知ったうえで買付けを行うことを防止する方策として有効であると考えられる。</p> |

以 上

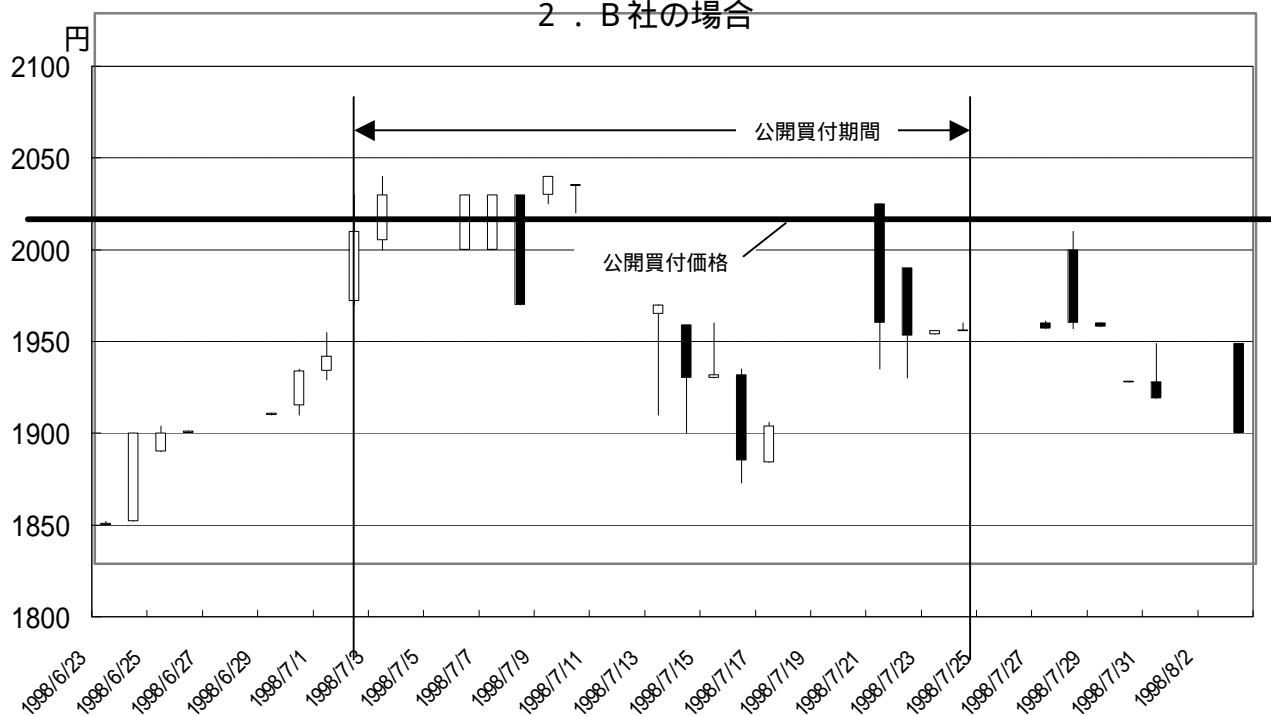
公開買付期間中の市場価格の推移

公開買付期間中の市場価格と公開買付価格を比較すると、公開買付価格は市場価格に対して硬直的であり、取得予定株数にもよるが、市場において有利な価格で買い付け得る機会が多く見られる。

1. A社の場合



2. B社の場合



事前公表型買付けの具体的な流れ

| 時間 | 内容 | 備考 |
|--|--|--|
| <p>X日 - 1</p> <p>立会終了後</p> | <p>具体的な買付内容(日時・数量・方法等)の決定 具体的な買付内容をもとに大株主等への売却 依頼を開始</p> <p>具体的な買付内容を2以上の報道機関に公開 (上場管理室への通告、TDnetへの登録)</p> | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な買付内容の決定前に、上場会社が大株主等に売却意向の確認を行うことは可能 証券会社が公表前の買付情報を提供して勧誘を行うことは禁止 売方に生じるインサイダー取引規制を避けることを目的に、買付内容を事前に公開 |
| <p>X日</p> <p>注文受付時間 8時20分～</p> <p>取引時間</p> | <p>買付情報の効力発生(インサイダー取引規制の解除)</p> <p>上場会社は買付注文を、大株主等は売付注文を、その他の株主等は売り買い注文について、それぞれ証券会社に委託</p> <p>注文発注</p> <ul style="list-style-type: none"> 注文を受託した証券会社は東証に注文発注 <p>取引約定</p> <ul style="list-style-type: none"> オークション市場では、全ての売り買い注文を価格優先、時間優先のルールの下で処理、取引を約定(約定価格は売り買い数量のバランスで決定) ToSTNeT-2では、全ての売り買い注文を時間優先のルールの下で処理、取引を約定(約定価格は前日終値) | <ul style="list-style-type: none"> 公開後12時間以上経過 オークション市場、ToSTNeT-2ともに注文受付開始時刻は8時20分 オークション市場の取引時間は9時～11時、12時30分～15時 ToSTNeT-2の前日終値による取引時間は8時45分 |
| 取引約定後 | 買付結果を2以上の報道機関に公開 (上場管理室への通告、TDnetへの登録) | <ul style="list-style-type: none"> 事前公表による市場への不確定要素を早期に解消することを目的 |

事前公表型買付けの場合のプレスリリース例

1. 買付け内容・方法の決定に関するプレスリリース例 ... 買付け前日の立会終了後に配布

(1) オークション市場における買付け

自己株式取得に関するお知らせ

本日、下記のとおり、商法第210条ノ2（取締役・使用人に対するストック・オプション付与）の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法を決定しましたのでお知らせします。

記

本日の終値 円と同価格で、平成 年 月 日の寄付きから東京証券取引所の売買立会において買付けの委託を行う（他の取引制度への変更は行わない）。当該買付注文は同日限りの注文とする。

1. 取得する株式の種類 当社額面普通株式
2. 取得予定株式数 株
 （注1）当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない場合もある。
 （注2） 株式会社より、保有する当社株式の一部を売買立会において売却したい旨の連絡を受けている。
3. 委託注文の価格 円（指値）
 （注3）成行や他の指値に変更することはしない。
4. 取得結果の公表 月 日の立会終了後までに取得結果を公表する。

自己株式取得に関するお知らせ

本日、下記のとおり、商法第212条ノ2（利益による消却）の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法を決定しましたのでお知らせします。

記

平成 年 月 日の寄付きから東京証券取引所の売買立会において成行きによる買付けの委託を行う（指値や他の取引制度への変更は行わない）。当該買付注文は同日限りの注文とする。

1. 取得する株式の種類 当社額面普通株式
2. 取得予定株式数 株
 （注1）当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない場合もある。
 （注2）取得予定株式数に対当する売付注文をもって、売買立会による売買取引で買付けを行う。
3. 取得結果の公表 月 日の立会終了後までに取得結果を公表する。

(2) T o S T N e T - 2 (終値取引) による買付け

自己株式取得に関するお知らせ

本日、下記のとおり、商法第 210 条ノ 2 (取締役・使用人に対するストック・オプション付与) の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法を決定しましたのでお知らせします。

記

本日の終値 円で、平成 年 月 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の T o S T N e T - 2 (終値取引) において買付けの委託を行う (その他の取引制度や取引時間への変更は行わない) 。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

- 1 . 取得する株式の種類 当社額面普通株式
- 2 . 取得予定株式数 , 株
(注 1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない場合もある。
(注 2) 株式会社より、保有する当社株式の一部を上記取引制度を通じて売却したい旨の連絡を受けている。
- 3 . 取得結果の公表 月 日午前 8 時 45 分の取引時間終了後に取得結果を公表する。

自己株式取得に関するお知らせ

本日、下記のとおり、商法第 212 条ノ 2 (利益による消却) の規定に基づく自己株式の具体的な取得方法を決定しましたのでお知らせします。

記

本日の終値 円で、平成 年 月 日午前 8 時 45 分の東京証券取引所の T o S T N e T - 2 (終値取引) において買付けの委託を行う (その他の取引制度や取引時間への変更は行わない) 。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

- 1 . 取得する株式の種類 当社額面普通株式
- 2 . 取得予定株式数 , 株
(注 1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない場合もある。
(注 2) 取得予定株式数に対当する売付注文をもって買付けを行う。
- 3 . 取得結果の公表 月 日午前 8 時 45 分の取引時間終了後に取得結果を公表する。

2. 買付け後のプレスリリース例

自己株式取得結果に関するお知らせ

昨日お知らせしました自己株式取得につきましては、本日、下記のとおり取得いたしましたのでお知らせします。

記

1. 取得理由
2. 取得した株式の種類 当社額面普通株式
3. 取得株式数 , 株
4. 取得価格 円
5. 取得日 年 月 日
6. 取得方法 東京証券取引所の売買立会による買付け

T o S T N e T - 2 (終 値 取 引) の 制 度 概 要

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----------------------|--|--|
| 1 . 取 引 対 象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場内国株券（新株及び優先株を含む。）及び上場転換社債券（外貨建転換社債券及び外国転換社債券を除く。） | |
| 2 . 取 引 時 刻 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 午前 8 時 45 分、午前 11 時 30 分、午後 4 時（半休日は、午前 8 時 45 分及び午前 11 時 30 分） ・ 注文の受付時間は午前 8 時 20 分～午後 4 時（半休日は午前 8 時 20 分～午後 0 時 15 分） | |
| 3 . 取 引 価 格 | <p>午前 8 時 45 分：前日終値、前日売買高加重平均価格 （小数点以下第四位まで、以下同じ）</p> <p>午後 0 時 15 分：前場終値、前場売買高加重平均価格</p> <p>午後 4 時：当日終値、後場売買高加重平均価格、 当日売買高加重平均価格</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 終値には、特別気配を含む。 ・ 終値・特別気配ともない場合には取引対象外。 |
| 4 . 呼 値 (注 文) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値の順位は、時間優先の原則に基づく。 ・ ただし、クロス注文については、他の呼値に優先する。 ・ 売買高加重平均価格による取引は、クロス注文のみを対象とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己株式取得の際には、クロス注文による利用は行わない。 |
| 5 . 売 買 契 約 の 締 結 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 呼値の順位に従って、売呼値又は買呼値のいずれか少ない方の呼値の全部の数量が執行されるまで対当する呼値の間に取引を成立させるものとする。 | |
| 6 . 決 済 方 法 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 売買契約締結の日から起算して 4 日目（休業日は除く。以下同じ。）に決済を行う。ただし、当該日が配当落又は権利落等として定める期日の場合は 5 日目とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一決済日となる普通取引等と総括清算とする。 |
| 7 . 売 買 の 停 止 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、売買立会による売買で対象銘柄の売買取引の停止が行われた場合や、投資者の投資判断に重大な影響を与えるおそれがあると認められる情報が発生しており、当該情報の周知等が必要と認める場合等には、売買を停止できるものとする。 | |
| 8 . 売 買 内 容 の 公 表 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本所は、終値取引における取引内容について、個別銘柄毎に各取引価格別の総売買高を相場報道システムを通じて公表するものとする。 | |
| 9 . 信 用 取 引 ・ 貸 借 取 引 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 終値取引は信用取引及び貸借取引により行うことができるものとする。 | |